

2026年5月1日

浅沼組大阪本店安全衛生協力会々員 各位

株式会社浅沼組
安全品質環境本部

化学物質の取扱いに関する適正管理のお願い

平素は、弊社の事業活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、関係各位におかれましては、化学物質を取り扱う作業に伴う健康影響および労働災害発生のリスクについて十分にご認識いただき、貴社の事業者責任において、作業に従事するすべての作業員・従業員に対し、必要な教育・指導を実施されていることと存じます。

また、労働安全衛生法および関係法令における化学物質規制の改正等につきましても、その趣旨をご理解のうえ、順次ご対応いただいていることと存じます。

このたび弊社では、作業所に持ち込まれる化学物質の適正管理および、作業に従事される皆様の健康と安全の一層の確保を目的として、安全データシート（SDS）等の提出および化学物質管理に関する新たな取決めを行うことといたしました。

本取決めは、今後順次施行される化学物質管理に関する法令・制度に対応することを目的としております。

つきましては、各事業者におかれましては、作業所へ化学物質を持ち込む場合、下記の事項を事業者の責任において確実に実施していただきますようお願い申し上げます。

記

[各事業者より作業所に提出等していただくもの]

- ① 法令に基づく最新の安全データシート（SDS）
- ② SDS等に基づくリスクアセスメントの実施および結果の提出（リスクアセスメントシート）
※推奨：建災防「建設業における化学物質取扱い作業リスク管理マニュアル（別紙参照）
- ③ リスクに応じた保護具の選定・使用の徹底ならびに作業員への周知・教育その他、化学物質による健康障害および労働災害を防止するために必要な措置

※各事業者における「化学物質管理者および保護具着用管理責任者」を選任してください
なお、作業所内での選任者の掲示は不要です

※本件に関する詳細につきましては、各店安全部（安全担当者）までお問い合わせください。

以上